

「在留届」提出のお願い

いつ起こるか分からない事故や災害、緊急事態・・・

ご自分やご家族の安全のため、いざというときに役立つ「在留届」をお忘れなく。

「在留届」とは何ですか？



パスボくん

外国に3か月以上滞在する日本人は、最寄りの在外公館(日本大使館／総領事館)に「在留届」を提出していただくことが義務付けられています(旅券法第16条)。

「在留届」を提出するとどうなるのですか？



パスボくん

韓国の安全情報や生活に必要な情報等を、総領事館からメールで受け取ることができます。また、万が一事件や事故、思わぬ災害に巻き込まれた場合には、安否確認、緊急連絡、留守宅や日本のご家族への連絡等、必要な支援を速やかに受けることができます。



パスボくん

「在留届」とは、日本人の皆様が外国に滞在される際のいわば「住民登録」です。「在留届」が提出されていないと、総領事館では皆様が韓国に滞在されていることを知ることはできません。

「在留届」の提出はどうするのですか？



パスボくん

- ① インターネット(「オンライン在留届(ORRnet)」)から登録できます。アドレスはこちらです(「ORRnet」で検索できます)。
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>
- ② 届出用紙に記入して、総領事館に直接提出したり、郵送やメールの添付により提出することもできます(できる限りオンラインでの手続きをお願い致します)。

※ご帰国や転居の際の届出(帰国・転出届、変更届)もお忘れなく。なお、インターネットから「在留届」を提出していただくと、ご帰国や転居の届出もインターネットから行えます。

※韓国以外の国にご旅行やご出張される際には、外務省が提供している海外旅行登録サービス「たびレジ」に登録してください。「たびレジ」に登録していただくと、登録期間中、外務省や登録された国の在外公館から、現地の最新の安全情報を受け取ることができます。

在釜山日本国総領事館(領事部)

Consulate-General of Japan (Consular Section)

18, Gogwan-ro, Dong-gu, Busan

(Tel) 051-465-5101~3

(Fax) 051-442-1622

(E-mail) ryojisodan.busan@pz.mofa.go.jp

(ホームページ) <https://www.busan.kr.emb-japan.go.jp>